

同窓会館の使用について

対象受検機関：大手前高等学校

| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項(意見) |
|--|---|--|
| <p>大手前高等学校（以下「大手前高校」という。）では、校内の土地の一部を一般財団法人Aに使用許可し、一般財団法人Aが同地に同窓会館を建設し、同会館を大手前高校に無償貸付している。</p> <p>1 同窓会館の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地・・・大阪府中央区大手前2丁目1番11号（大阪府立大手前高等学校内） 規模・・・3階建て（建築面積374.095㎡、延床面積815.1875㎡） 竣工年・・・昭和11年 使用状況・・・1階：トレーニングルーム（授業やクラブ活動で使用） 2階：会議室・談話室・事務室 3階：LANシステム設置教室（授業で使用） 所有者・・・一般財団法人A （主たる事務所：上記所在地と同一） <p>2 同窓会関連組織について</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和14年 財団法人Aの設立が許可される（法人の目的：教育事業の後援、会員の交流等）。 平成9年 財団法人Aは寄附行為を変更し、同窓会B（以下「B」という。）と目的や事業を明確に分離する。 平成26年 財団法人Aが、一般財団法人A（以下「A」という。）となる。（現在に至る） <p>3 同窓会館の権利関係</p> <p>同窓会館は、Aが大手前高校内の土地に設置しており、大手前高校が施設（建物）全体を無償で借り受けている。</p> <div data-bbox="222 1266 1561 1430" data-label="Diagram"> <pre> graph LR A[大手前高校 (土地所有者)] -- "行政財産使用許可 (使用料全額免除)" --> B["A (建物建築・所有者)"] B -- "建物使用貸借契約 (無償貸付)" --> C[大手前高校 (借受人)] </pre> </div> <p>4 行政財産（土地）使用許可に係る使用料の免除</p> <p>(1) Aは児童文学に対する助成などの事業も行っており、組織の形態や目的等は区分されているが、AとBの所在地（事務室）は同一であり役員も兼務しているなど、運営面で区分は明確ではない。平成18年10月17日教委施第2360号通知によれば、同窓会館等に対する使用許可に係る使用料については、公有財産規則第29条第1項に定める「収益を目的としない」使用に該当し、行政財産使用料条例第6条により使用料を免除することができるとされており、Aは、「収益を目的としない」使用として、土地の使用に関し、使用料を全額免除されている。</p> <p>(2) 建物の2階部分において、Bが会議室や談話室を次の条件で第三者に貸付け、利用者から料金を徴収している。なお、使用料の積算根拠は不明である。 (貸付の条件)</p> | <p>1 大手前高校は、A及びBの事務所やBが管理している会議室、談話室などの学校業務と直接関係のない2階部分を含めて建物全体をAから借り受けしており、光熱水費も全て負担している。</p> <p>2 2階部分の会議室や談話室については、大手前高校と同窓会館に関し直接権利関係のないBが、Bの会員やBの会長が認めた者に貸し付けし、使用料を徴収している。</p> | <p>1 大手前高校とAで締結されている建物使用貸借契約の借用範囲等を見直されたい。 また、光熱水費についてもA等に適切な負担を求められたい。</p> <p>2 同窓会館に係る財産の取扱いについて、関係団体・関係課とも協議し、適切なものとなるよう改められたい。</p> |

会議室及び談話室：11：00～16：00：3,000円
17：00～20：00：5,000円

- 5 同窓会館における光熱水費の負担
1階から3階まで、光熱水費は、全て大手前高校が負担している。

【行政財産使用料条例】

(減免)

第6条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを減額し、又は免除することができる。

- 一 国又は他の地方公共団体その他の公共的団体に公用、公共用その他の公益上の目的のために使用させるとき。
- 二 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- 三 府の職員、府立の学校に存学する者、府立の病院その他の施設に入院し、又は入所している者等の福利厚生のための施設として使用させるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公益上の必要に基づき使用させるとき。

【大阪府公有財産規則】

(減免の基準)

第29条 使用料条例第6条の規定により、使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次に掲げるところによる。

- 一 使用料条例第6条第一号、第三号又は第四号に該当する場合のうち、収益を目的としない使用については、使用料を免除することができる。

【行政財産の目的外使用許可等の取り扱いについて（平成18年10月17日 教育委員会事務局施設課長 通知）】（抜粋）

1. 寄付採納を受けた同窓会館等において、同窓会が事務室等として占有している部屋（部分）については、公有財産規則第24条に基づき行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ使用許可を行うこと。
2. 上記使用許可に係る使用料については、次の理由により公有財産規則第29条第1項に定める「収益を目的としない」使用に該当し、行政財産使用料条例第6条により使用料を免除することができるものとする。
(理由) 同窓会は「当該校の卒業生およびこれに準ずる者」を会員とし、「教職員及び旧教職員」を特別会員として組織され、「会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与し、あわせて社会の公益に寄与する」ことを目的に活動している団体であるため。
3. 使用許可にともなう光熱水費の負担額については、平成17年2月17日付け教委財第3160号による通知「(別紙) 食堂等の業者が負担する電気・ガス・水道料金の積算方法について」に準じて取り扱うこと。ただし、同窓会が専用線（管）を設置し同窓会が光熱水費を負担している場合はこの限りではない。

措置の内容

大手前高校は、A及びBと協議を行い、同窓会館については、Aより大阪府（大手前高等学校）に対し、寄附が行われた。寄附を受けた同窓会館の2階部分については、Bが同窓会活動として使用するための行政財産の使用許可を行い、同活動に必要となる光熱水費についても適切な負担を求めることとした。また、Bは、同窓会館の2階部分の会議室や談話室について、同窓会関係者にのみ使用を認めることとし、その際の使用料は徴収しないこととした。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年1月11日）